

第6章 豪州

関税

<措置の概要>

豪州のウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は11.0%とその水準は高く、譲許税率が高い品目としては、一部の衣類（最高55%）、乗用車（最高40%）、電気機器（最高45%）等がある。しかし、実行税率は一部の衣類（7.5～10%）、乗用車（5%）、電気機器（0～5%）と低くなっている。予見可能性の観点からも、今後譲許税率を引き下げ、実行税率と譲許税率の乖離が是正されることが望ましい。なお、豪州の非農産品の譲許率は96.7%で、非譲許品目には一部の織物（実行税率5～10%）、一部の衣類（実行税率10%）等がある。また、衣類の実行税率は、2015年には5%に引き下げることが決定されている。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、上記のような譲許税率におけるタリフピークを解消して予見可能性を高めるとともに、実行税率についてもできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市

場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。また、2007年4月から、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、日豪EPA締結に向けた交渉が行われている。